

# ○浜松医科大学医学部附属病院長選考規程

(平成 31 年 1 月 22 日規程第 3 号)

改正 令和 6 年 10 月 28 日規程第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、浜松医科大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。
- (4) 病院長が解任されたとき。

2 学長は、前項第 1 号に該当する場合には任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号、第 3 号又は第 4 号に該当する場合には速やかに、病院長の選考を開始するものとする。

(病院長の資質・能力)

第 3 条 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

2 前項に定める要件の具体的な内容は、病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）において定める。

(実施計画)

第 4 条 学長は、病院長の選考を開始するに当たり、実施計画を策定し、その概要を公表するものとする。

(候補者選考会議の設置)

第 5 条 学長は、病院長の選考に当たり浜松医科大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）を設置する。

2 学長は、候補者選考会議を設置したときは、役員会の議を経て、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由を添えて公表するものとする。

3 学長は、候補者選考会議に対し、選考基準案の策定及び原則 3 人の病院長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

4 候補者選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考基準の決定)

第 6 条 学長は、候補者選考会議が策定した選考基準案を基に、役員会の議を経て、選考基準を決定し公表するものとする。

(病院長の指名)

第7条 学長は、候補者選考会議から推薦のあった候補者の中から病院長を指名し、役員会の議を経て、病院長を決定する。

2 学長は、病院長の選考に際して必要と認めるときは、候補者との面談を行うことができる。

(任期)

第8条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。また、任期の末日は選考した学長の任期を超えることはできない。

2 任期満了以外の理由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(病院長決定の公示)

第9条 学長は、次期病院長を決定したときは、別記様式により、速やかに公示するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成31年1月22日から施行する。

附 則(令和6年10月28日規程第67号)

この規程は、令和6年10月28日から施行する。

別記様式(第9条関係)

公示

[別紙参照]